

議案第99号

福岡市立学校給食センター条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

平成26年2月21日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、施設及び設備の老朽化に対応し、及びより良質な学校給食の提供を効率的かつ効果的に実施するため、福岡市立第1給食センターを設置するとともに、福岡市立学校給食センター柳瀬支所を廃止する等の必要があるによる。

福岡市立学校給食センター条例の一部を改正する条例

福岡市立学校給食センター条例（昭和47年福岡市条例第81号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「福岡市立中学校」を「福岡市立の中学校及び特別支援学校（教育委員会規則で定める中学校及び特別支援学校を除く。以下同じ。）」に、「行なう」を「行う」に、「福岡市立学校給食センター」を「学校給食センター」に、「福岡市中央区那の津四丁目に」を「次のとおり」に改め、同項に次の表を加える。

名 称	位 置
福岡市立学校給食センター	福岡市中央区那の津四丁目
福岡市立第1給食センター	福岡市博多区東平尾一丁目

第1条第2項中「センター」を「福岡市立学校給食センター」に改める。

第2条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、「行なう」を「行う」に改め、同条第1号中「中学校給食」を「中学校及び特別支援学校の学校給食」に改め、同条第2号中「食かん」を「食缶」に改め、同条第4号中「前各号」を「前3号」に、「中学校給食」を「中学校及び特別支援学校の学校給食」に改める。

第3条中「所長」の次に「又はセンター長」を加える。

別表柳瀬支所の項を削る。

附 則

この条例は、平成26年8月1日から施行する。ただし、第1条第1項の改正規定（「福岡市立中学校」を「福岡市立の中学校及び特別支援学校（教育委員会規則で定める中学校及び特別支援学校を除く。以下同じ。）」に、「行なう」を「行う」に改める部分に限る。）及び第2条の改正規定は、公布の日から施行する。